

（趣旨）

第1条 この規則は、堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号。以下「条例」という。）、堺市公園条例（昭和35年条例第18号、以下「公園条例」という。）、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園指定管理者協定書（以下「協定書」という。）、及び堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園指定管理業務共同事業体協定書（以下「共同事業体協定書」という。）を踏まえ、堺市民芸術文化ホール（以下「芸文ホール」という。）及び堺市翁橋公園（以下「翁橋公園」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

（開館時間及び休館日）－根拠法令 条例第24条第1項第2号－

第2条 芸文ホール（駐車場を除く。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、堺市長の承認を得て、これを変更することができる。

2 芸文ホール（駐車場を除く。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、堺市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（1月1日を除く。以下「国民の祝日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日、日曜日及び土曜日でない日。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用の申請）－根拠法令 条例第24条第1項第1号－

第3条 芸文ホールの使用許可を受けようとするものは、利用区分に応じた堺市民芸術文化ホール使用申請書により理事長に申請しなければならない。ただし、理事長が定める方法により申請を行うことをもって、使用申請書による申請に代えることができる。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、理事長が特に認めるときは、当該各号に定める日前においても、申請を受け付けることができる。

(1) 大ホール等（大ホール、小ホール、大スタジオ及び文化交流室（大規模使用時に限る。）をいう。以下同じ。）を使用しようとする場合（大ホール等と併せて他の施設を使用しようとする場合を含む。）使用しようとする日の12月前の日の属する月の初日以後において第5条第2項に規定する利用調整が終了した日（使用日時の重複が

ない場合にあつてはその旨の通知をした日)

- (2) 大ホール等を使用しようとする場合(次のいずれかに該当する催し等で、前号に定める日以後の申請に基づく使用許可を受けたのでは、開催に支障を来すと認められるものために使用しようとする場合に限り、大ホール等と合わせて他の施設を使用しようとする場合を含む。) 使用しようとする日の24月前の日の属する月の初日以後において第5条第2項に規定する利用調整が終了した日(使用日時の重複がない場合にあつてはその旨の通知をした日)

ア 本市における芸術文化の創造又は振興に寄与すると認められる催し等

イ 国際的又は全国的な規模の会議等

- (3) 文化交流室(大規模使用時を除く。)、多目的室又は小スタジオを使用しようとする場合 使用しようとする日の11月前の日の属する月の初日

- (4) 前3号に掲げる施設以外の施設を使用しようとする場合 使用しようとする日の3月前の日の属する月の初日

(利用登録の申請)

第4条 前条第2項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものうち利用登録をしているものが大ホール等を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の13月前の日の属する月の初日以後において次条第2項に規定する利用調整が終了した日(使用日時の重複がない場合にあつてはその旨の通知をした日)から前条第1項の規定による申請を受け付けることができる。

(1) 堺市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有する者

(2) 法人その他の団体又は事業所でその所在地が市内に存するもの

(3) 堺市における文化芸術の振興に寄与する団体で理事長が適当と認めるもの

2 前項の利用登録は、堺市民芸術文化ホール利用登録(変更)申請書に同項各号の規定に該当することを証する書類を添付して理事長に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請書を提出したものに対し利用登録書を交付するものとする。

4 前項の登録書の交付を受けたものが、登録した事項に変更があつたときは、速やかに堺市民芸術文化ホール利用登録(変更)申請書を理事長に提出しなければならない。

5 理事長は、第3項の登録書の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用登録を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正の手段により利用登録を受けたとき。

(2) 条例又はこの規則に違反したとき。

(3) その他理事長において利用登録が不適切であると認めるとき。

(計画書の提出)

第5条 大ホール等を使用しようとするものは、第3条第1項の規定による申請に先立ち、堺市民芸術文化ホール使用計画書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により提出された計画書において、大ホール等の使用日時に重複があったときは、利用調整を行うものとする。

(開館時間を超過して使用する場合等) 一 根拠法令 条例第23条第2項一

第6条 大ホール等は、あらかじめ許可を得て第2条第1項の開館時間を超過し、又は繰り上げて使用することができる。

2 前項の規定により開館時間を超過し、又は繰り上げて使用しようとするものは、第3条第1項の規定による申請の際に、その旨を申し出なければならない。ただし、理事長において特別の事由があると認めるときは、使用しようとする日の30日前までに申し出ることで足りるものとする。

(使用許可) 一 根拠法令 条例第24条第1項第1号一

第7条 使用許可は、第13条第6項の規定による後納の場合を除き、利用料金の納付があった後、堺市民芸術文化ホール使用許可書(以下「使用許可書」という。)を申請者に交付して行う。

2 理事長は、芸文ホールの使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用期間) 一 根拠法令 条例第24条第1項第1号一

第8条 芸文ホールの施設等を連続して使用することができる期間は、次に定める期間とする。ただし、理事長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 大ホール、小ホール、楽屋、大スタジオ及び文化交流室 14日
- (2) 交流・創作ギャラリー 7日
- (3) その他 5日

(使用の制限) 一 根拠法令 条例第24条第1項第1号一

第9条 理事長は、条例第3条第2項各号に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、芸文ホールの使用を許可せず、又は使用許可を取り消し、若しくは使用を制限することがある。

- (1) 専ら物品の販売のために使用するとき。ただし、文化交流室、交流・創作ギャラリー及び屋上庭園については、この限りでない。
- (2) 前号に掲げるもののほか、芸文ホールの管理上支障があり、理事長が不適當であると認めるとき。

(使用許可の順位)

第10条 使用許可(第5条第2項に係るものを除く。)の順位は、使用の申請書を受理した順位によるものとする。ただし、理事長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の提示義務)

第11条 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、その使用中、第7条の規定により交付を受けた使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこ

れを提示しなければならない。ただし、理事長が特に認めるときは、理事長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えることができる。

(使用許可の変更) 一 根拠法令 条例第24条第1項第1号一

第12条 使用者は、許可を受けた事項のうち、使用期日又は使用施設を変更しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに堺市民芸術文化ホール使用許可変更申請書に使用許可書を添付して理事長に申請しなければならない。ただし、理事長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

- (1) 大ホール 使用しようとする日前90日
- (2) 小ホール及び大スタジオ 使用しようとする日前60日
- (3) 文化交流室(大規模使用時に限る。) 使用しようとする日前30日
- (4) 前3号に掲げる施設(大規模使用時に該当しない場合における文化交流室を除く。)  
以外の施設 使用しようとする日前7日

- 2 理事長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用許可の変更を承認するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、使用日当日に生じた特別の理由により使用者が芸文ホール(駐車場を除く。次項において同じ。)の使用時間の延長を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該延長に係る使用許可の変更を承認することがある。
- 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用許可を変更して芸文ホールを使用させることが適当であると認めるときは、当該使用者の申出により当該使用許可の変更を承認することがある。  
この場合において、当該申出は、第1項の申請書により行わなければならない。
- 5 理事長は、前3項の規定により使用許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、使用者に再交付するものとする。

(利用料金) 一 根拠法令 条例第23条第2項及び第4項一

第13条 理事長が定める額は、別表第1のとおりとする。

- 2 使用者は、前項の利用料金を前納しなければならない。
- 3 使用者は、別表第2に定める利用料金を前納して附属設備を使用することができる。
- 4 理事長は、前条の規定により使用許可の変更を承認したときは、既納の利用料金を変更後の使用許可に係る利用料金(以下この項において「変更後の利用料金」という。)の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の利用料金に残額が生じたときは当該残額を還付しないものとし、変更後の利用料金に不足額が生じたときは当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。
- 5 前項後段の規定にかかわらず、前条第4項の規定により使用許可の変更をした場合において、既納の利用料金に残額が生じたときは、当該残額を還付するものとする。

6 利用料金を後納させることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 前号に掲げる者のほか、理事長が特に認めるもの  
(利用料金の減免) ー根拠法令 条例第23条第6項ー

第14条 利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第17条の規定により芸文ホールの管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用するとき。全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特に認めるとき。全額又は半額

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、堺市民芸術文化ホール利用料金減免申請書により理事長に申請しなければならない。この場合において、理事長は、必要と認めるときは、減額又は免除について、参考となる資料を添付させることがある。

(利用料金の還付) ー根拠法令 条例第23条第7項ー

第15条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める期日及び割合は、別表第3のとおりとする。ただし、第3条第2項ただし書きの規定により受理した申込みの場合、又は第12条第2項の規定により使用許可の変更を承認した場合は、同表を適用しない。

2 条例第12条第2項の規定により利用料金を還付することができる場合は、天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなった場合とし、その還付額は、既納の利用料金の全額とする。

3 前2項の規定により利用料金の還付を受けようとするものは、堺市民芸術文化ホール利用料金還付申請書に使用許可書を添付して、理事長に提出しなければならない。ただし、当該還付を受けようとするものが、理事長が定める方法により使用者本人であることを証したときは、使用許可書の添付を省略することができる。

(使用者の遵守事項)

第16条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売等をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (4) 許可を受けないで芸文ホール内に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 許可を受けていない施設、附属設備等を使用しないこと。
- (6) 許可を受けないで附属設備等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 使用する施設の入館者に次条に定める事項を遵守させること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(入館者の遵守事項)

第17条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入しないこと。
- (4) 芸文ホールを不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

（施設等の破損等の届出）

第18条 使用者及び入館者は、芸文ホールの施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市民芸術文化ホール破損（滅失）届により理事長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（使用終了の届出）

第19条 使用者は、芸文ホール（駐車場を除く。）の使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

（保証金）

第20条 使用者は、条例第7条第1項又は第2項の規定により特別の設備を設けるときは、条例第13条第1項の保証金を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体その他理事長が特に認めた公共的団体については、この限りでない。

2 前項本文の保証金の額は、当該設備の撤去及び原状回復に要する費用に相当する額とする。

（施設予約システムを使用する場合の特例）

第21条 理事長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、理事長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）を用いてホールの使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いたホールの使用等に係る手続等について別に定めることができる。

（駐車場の管理運営等）

第22条 駐車場の供用時間は、24時間（年中無休）とする。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 理事長は、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるときは、駐車を拒み、又は駐車場からの退去を命ずることができる。

3 駐車場の利用者は、他の自動車の駐車を妨げるなど、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがある行為をしてはならない。

4 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

5 本共同事業体は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生

じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本共同事業体の責めに帰することができない事由により生じた損害

(駐車料金) 一 根拠法令 条例第23条第2項一

第23条 駐車料金は、別表第4のとおりとする。

(駐車料金の減免) 一 根拠法令 条例第23条第6項一

第24条 条例第23条第6項の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる自動車及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 堺市、国又は他の地方公共団体の公用自動車 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める自動車 理事長が必要と認める額

(駐車料金の還付)

第25条 条例第23条第7項の規定により駐車料金を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他駐車場の利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特別の理由があると認めるとき。その都度理事長が定める額

2 第15条第3項の規定は、前項の規定により駐車料金を還付する場合について準用する。この場合において、第15条第3項中「利用料金」とあるのは、「駐車料金」と読み替えるものとする。

(翁橋公園の管理運営等)

第26条 翁橋公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、理事長の許可を受けなければならない。

- (1) 出店、行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために翁橋公園の全部または一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、堺市翁橋公園使用許可申請書を理事長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 理事長は、前項の申請書の提出があった場合において、許可をしようとするとき、又は許可事項の変更を承認しようとするときは、申請者に堺市翁橋公園使用許可書を交付

するものとする。

- 4 理事長は、第1項の許可に翁橋公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。
- 5 理事長は、第1項各号に掲げる行為が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるときは、その使用を許可しない。

（行為の禁止）

第27条 翁橋公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法第6条第1項若しくは第3項又は第26条第1項の許可に係るもの及び理事長において公園管理上支障がないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 翁橋公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 鳥獣、魚類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両等を持ち入れ、又は止め置くこと。
- (6) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (7) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 風俗を乱すこと。
- (9) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (10) 工作物を設置すること。
- (11) 他の翁橋公園利用者に危害を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、公園管理上理事長が禁止する行為をすること。

（申請が競合するときの取扱い等）－根拠法令 公園条例第26条第1項1号－

第28条 理事長は、使用の許可の申請が競合するとき、申請を受理した順序により取り扱うものとする。ただし、理事長において、これにより難いと認めるときは、別に定める手続に従い決定する。

- 2 理事長は、特に必要があると認めるときは、申請の期間を限定することができる。

（申請の優先取扱い）－根拠法令 公園条例第26条第1項1号－

第29条 前条の規定にかかわらず、理事長は、許可の期間の満了に際し、当該使用者から引き続き当該使用の許可の申請があった場合において、当該使用者に引き続き使用させることが適当であると認めるときは、当該申請を優先して取り扱うことができる。

（名義等の変更の届出）－根拠法令 公園条例第26条第1項1号－

第30条 使用者は、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称等を変更したときは、遅滞なく名義等変更届に当該事実を証する書類を添付して、理事長に提出しなければならない。



(翁橋公園施設等の破損の届出) 一 根拠法令 公園条例第26条第1項1号一

第31条 使用者は、翁橋公園施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市翁橋公園破損(滅失)届を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(翁橋公園の利用料金) 一 根拠法令 公園条例第31条第1項一

第32条 翁橋公園の利用料金は別表第5のとおりとする。

(翁橋公園の利用料金の減免) 一 根拠法令 公園条例第31条第5項一

第33条 公園条例第31条第5項の規定により翁橋公園の利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。

- (1) 堺市又は公園条例第25条の規定により翁橋公園を管理する指定管理者が主催する行事又は事業のために使用するとき。 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるとき。 別に理事長が定める額

2 公園条例第21条の2の規定に基づき利用料金等の減額又は免除を受けようとする者は、堺市翁橋公園利用料金等減免申請書を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りでない。

(翁橋公園の利用料金の還付) 一 根拠法令 公園条例第31条第6項一

第34条 公園条例第22条ただし書の規定により翁橋公園の利用料金を還付することができる場合及びその還付額は、天災地変その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用ができなくなったとき、使用ができなくなった日以降の残余期間相当額とする。

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者にあつては堺市翁橋公園利用料金還付申請書を理事長に提出しなければならない。

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか、芸文ホール及び翁橋公園の管理及び運営について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による別表第1第1項の規定は、令和6年4月1日以降の使用に係る利用料金について適用する。ただし、令和6年3月31日までに申請しているものについてはなお公益財団法人堺市文化振興財団堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則(平成30年11月12日制定)によることができる。

3 この規則による別表第1第8項及び別表第2第5項の規定は、令和7年4月1日以降の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお

公益財団法人堺市文化振興財団堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則

(平成30年11月12日制定) による。

(経過措置)

- 4 この規則の施行の際、公益財団法人堺市文化振興財団堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則(平成30年11月12日制定)の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表第1 (第13条関係)

1 基本料金

(単位 円)

種別		時間区分	午前	午後	夜間	全日	時間
			午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	延長30分ごと
大ホール (全席使用)	入場料として徴収する額が0円から1,000円までである場合	平日	65,180	116,110	141,570	280,090	12,730
		休日等	78,420	139,530	170,090	336,110	15,270
	入場料として徴収する額が1,001円から3,000円までである場合	平日	98,790	174,160	212,870	420,640	19,350
		休日等	118,140	208,790	254,620	504,160	22,910
	入場料として徴収する額が3,001円から5,000円までである場合	平日	131,380	232,220	283,140	560,180	25,460
		休日等	157,870	279,070	340,180	672,220	30,550

	る場合						
	入場料として徴収する額が5,001円以上である場合	平日	196,570	348,330	424,720	840,270	38,190
		休日等	236,290	418,610	510,270	1,008,330	45,830
大ホール (小規模使用(1席))	入場料として徴収する額が0円から1,000円までである場合	平日	53,980	71,290	71,290	196,560	9,160
		休日等	64,160	85,550	85,550	235,260	10,690
	入場料として徴収する額が1,001円から3,000円までである場合	平日	81,480	106,940	106,940	295,360	13,750
		休日等	96,750	128,330	128,330	353,410	16,290
入場料として徴収する額が3,001円から5,000円までである場合	平日	106,940	142,590	142,590	392,120	17,820	
	休日等	128,330	171,110	171,110	470,550	21,380	
入場料として徴収する額が5,001円以上である場合	平日	160,920	213,880	213,880	588,680	26,990	
	休日等	192,500	256,660	256,660	705,820	32,080	
小ホール	平日	22,400	28,510	28,510	79,420	3,610	
	休日等	26,480	34,620	34,620	95,720	4,370	

大スタジオ (舞台技術を要 する場合)	平日	16,700	22,200	22,200	61,100	2,800
	休日 等	19,960	26,680	26,680	73,320	3,360
大スタジオ (舞台技術を要 しない場合)	平日	8,960	11,810	11,810	32,580	1,520
	休日 等	10,790	14,460	14,460	39,710	1,830
文化交流室A、B 及びC (大規模使用時 に限る。)	平日	12,830	17,000	17,000	46,830	2,130
	休日 等	15,480	20,770	20,770	57,020	2,590
文化交流室A、B 又はC (大規模使用時 を除く。)	平日	A、B又はCの一室につき1時間までごとに910				
	休日 等	A、B又はCの一室につき1時間までごとに1,120				
多目的室	1時間までごとに2,030					
小スタジオA	1時間までごとに500					
小スタジオB	1時間までごとに810					
小スタジオC	1時間までごとに1,010					
大ホール中楽屋A及び B(会議室として使用 する場合に限る。)	1時間までごとに400					
大ホール特別控室	1,010	1,520	1,520	4,050	200	
大スタジオ控室	500	610	610	1,720	100	
交流・創作ガレリア	3,050	4,070	4,070	11,190	500	
2階大ホールホワイエ	3,250	4,480	4,480	12,210	560	
屋上庭園	1,620	2,240	2,240	6,100	250	

備考

- この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び第2条第2項第2号の日をいう。
- 大ホールの使用料は、入場料として徴収すべき額が複数あるときは、そのうちの最も高い額が該当する種別を適用する。
- 大ホール中楽屋A及び大ホール中楽屋Bは、文化交流室及び多目的室の使用ができないときに限り、会議室として使用を認めることがある。ただし、大ホールに係る使用許可が出されているときは、この限りでない。
- 交流・創作ガレリア、2階大ホールホワイエ又は屋上庭園は、大ホール又は小ホール

の使用状況により、その使用を認めないことがある。

- 4 条例別表第1第2項の「市外居住者」とは、第4条第1項各号に定めるもの（次項において「市内居住者」という。）以外のものをいう。
- 5 大ホールの小規模使用（1428席）に係る使用をすることができるのは、第4条第3項の利用登録書の交付を受けた市内居住者のみとする。
- 6 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、種別ごとに定めた基本料金にその5割に相当する額を加算する。ただし、大ホールにあつては、この限りでない。
- 7 許可を得て、第2条の開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間30分（30分未満の時間は、30分とみなす。）につき、種別ごとに時間欄に定める額を徴収する。許可を得て、時間区分を超過して使用する場合についても、同様とする。
- 8 大ホール又は小ホールの舞台のみの使用、及び大スタジオ（舞台技術を要する場合）の練習使用時に係る基本料金は、第1項の基本料金の7割に相当する額とする。この場合において、第6項に該当する場合は、加算して得た額の7割に相当する額とする。ただし、第7項に規定する開館時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合にあつては、この限りではない。

別表第2（第13条関係）

1 附属設備セット利用料金

（単位 円）

種別	区分	品名	数量	利用料金	備考
舞台設備セット		オーケストラAセット 椅子50脚未満 譜面台50台未満 指揮台1式	1式	4,070	
		オーケストラBセット 椅子50脚以上 譜面台50台以上 指揮台1式	1式	6,620	
		譜面灯Aセット 譜面灯50台未満	1式	4,070	
		譜面灯Bセット 譜面灯50台以上	1式	6,110	

仮設花道セット 仮設花道 仮設鳥屋囲	1式	10,180	
所作台セットA 所作台25枚未満	1式	6,620	
所作台セットB 所作台25枚以上	1式	10,180	
もうせんセット もうせん8枚以上	1式	1,520	大ホール等で使用する場合は、1時間につき330円とする。
平台、スチールデッキセット 平台10枚又はスチールデッキ10台 スチールデッキ足 箱馬 開き足 木台	1式	1,520	(1) 平台及びスチールデッキにあつては、それぞれを組み合わせた数量の合計が10以下の範囲内であること。 (2) スチールデッキ足、箱馬、開き足及び木台にあつては、必要数分 (3) 大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき330円とする。
バレエセットA バレエマット10枚未満 レッスンバー1式	1式	4,070	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき900円とする。
バレエセットB バレエマット10枚以上 レッスンバー1式	1式	6,110	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき1,350円とする。
講演会セット	1式	2,030	長机及び椅子につ

	演台1台 花台1台 司会台1台 国旗1枚 市旗1枚 長机 椅子			いては、必要数分
	小ホール張り出しセット スチールデッキ 埋め台等必要部材1式	1式	3,050	
照明設備セット	大ホールAセット（合計80 キロワット以下） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1式	13,240	セットに含まれる それぞれの設備に ついては、必要な数 分とする。この場合 において、80キロ ワットを超過する ときは、1キロワッ トにつき300円 を使用料に加算す るものとする。
	大ホールBセット（合計80 キロワットを超過し、280 キロワット以下である場合） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト	1式	40,740	セットに含まれる それぞれの設備に ついては、必要な数 分とする。この場合 において、280キ ロワットを超過す るときは、1キロワ ットにつき300 円を使用料に加算 するものとする。
	大ホールCセット（合計36 5キロワットを超過する場 合） 凸フレネル エリスポイダル	1式	66,200	

<p>パーライト 2灯ミニブル  Horizontライト</p>				
<p>小ホールAセット (合計25 キロワット以下) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル</p>	1式	4,070	セットに含まれる それぞれの設備に ついては、必要な数 分とする。この場合 において、25キロ ワットを超過する ときは、1キロワッ トにつき300円 を使用料に加算す るものとする。	
<p>小ホールBセット (合計25 キロワットを超過し、75キ ロワット以下である場合) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル  Horizontライト</p>	1式	15,270	セットに含まれる それぞれの設備に ついては、必要な数 分とする。この場合 において、75キロ ワットを超過する ときは、1キロワッ トにつき300円 を使用料に加算す るものとする。	
<p>小ホールCセット (合計11 3キロワットを超過する場 合) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル  Horizontライト</p>	1式	26,480		
<p>大スタジオセット (合計10 キロワット以下) 凸フレネル</p>	1式	2,850	セットに含まれる それぞれの設備に ついては、必要な数	



	エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル			分とする。この場合 において、10キロ ワットを超過する ときは、1キロワッ トにつき300円 を使用料に加算す るものとする。
音響設備セット	大ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	15,270	
	大ホールBセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台	1式	24,440	
	小ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	10,180	
	小ホールBセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台	1式	15,270	
	大スタジオセット 主調整卓1 常設スピーカー1式	1式	3,050	

## 2 附属設備利用料金

(単位 円)

種別	区分	品名等	数量	利用料金	備考

舞台設備	大ホール	音響反射板	1式	10,180	椅子10脚、譜面台10台、譜面灯10台及び指揮台1式を含む。
		オーケストラピット	1式	5,090	
		びょうぶ	1双	2,030	
		もうせん	1枚	200	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき40円とする。
		ドライアイスマシン	1台	2,030	
		しゃ幕	1枚	2,030	
		スクリーン	1枚	2,030	
		文字幕	1枚	2,030	
		袖幕	1組	2,030	
		仮設電源	1カ所	1,010	
		持込機材電源	1キロワット	300	
		小ホール	びょうぶ	1双	2,030
	もうせん		1枚	200	
	じがすり		1枚	3,050	
	ドライアイスマシン		1台	2,030	
	定式幕		1枚	1,010	
	しゃ幕		1枚	1,010	
	スクリーン		1枚	1,010	
	文字幕		1枚	1,010	
	袖幕	1組	1,010		

		仮設電源	1カ所	1,010	
		持込機材電源	1キロワット	300	
	大ホール、小ホール、大スタジオ共通	ピアノ（スタインウェイ）	1台	12,220	
		ピアノ（ファツィオリ）	1台	12,220	
		ピアノ（ヤマハ）	1台	8,140	
照明設備	大ホール、小ホール、大スタジオ共通	凸フレネル（500ワット）	1台	200	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき40円とする。
		凸フレネル（1キロワット）	1台	280	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき60円とする。
		凸フレネル（1.5キロワット）	1台	400	
		エリスポイダル	1台	480	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき100円とする。
		パーライト	1台	400	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき80円とする。
		エフェクトマシン	1台	1,010	
		波マシン	1台	520	
		ミラーボール	1台	1,010	
		2灯ミニブル	1台	520	大ホール等以外で使用する場合

					は、1時間につき 110円とする。
		星球	1台	1,420	
		クセノンピン (700ワット)	1台	1,010	
		クセノンピン (1キロワット)	1台	1,520	
		クセノンピン (3キロワット)	1台	3,050	
		LEDエリスポイダル	1台	610	
		LEDウォッシュライト	1台	610	
		ムービングライト	1台	2,030	
		移動ムービング卓	1台	3,050	
		ローアーホリゾン トライト	1台	520	
		スモークマシン	1式	3,050	
		持込電源利用料金	1キロ ワット	300	
	大ホール	ローアーホリゾン トライト	1式	3,000	
		アッパーホリゾン トライト	1式	4,500	
		中アッパーホリゾ ントライト	1式	2,400	
	小ホール	ローアーホリゾン トライト	1式	1,200	
		アッパーホリゾン トライト	1式	1,500	
音響設備	大ホール	3点吊りマイク装 置	1式	2,540	

大ホール、 小ホール、 大スタジオ 共通	録音・再生機器	1台	2,030	
	周辺機器類	1台	1,010	大ホール等以外 で使用する場 合は、1時間につ き220円とする。
	移動スピーカーセ ットA	1式	3,050	1対向(アンプ等 を含む)
	移動スピーカーセ ットB	1式	8,140	1対向(アンプ等 を含む)
	移動卓A	1式	3,050	
	移動卓B	1台	10,180	
	入出力ラックA	1台	1,010	
	入出力ラックB	1台	2,030	
	パワーアンプ	1台	2,030	
	指揮者モニタ用カ メラ	1台	3,050	
	モニタTV	1台	1,010	大ホール等以外 で使用する場 合は、1時間につ き220円とする。
	移動式簡易音響セ ット	1式	2,030	大ホール等以外 で使用する場 合は、1時間につ き450円とする。
	持込機材電源(3 キロワット以下)	1式	910	
	持込機材電源(1 5キロワット以 下)	1式	4,580	
持込機材電源(3 0キロワット以	1式	9,160		

		下)			
		持込機材電源（30キロワットを超過する場合）	1式	30,550	
映像設備	大ホール	プロジェクター	1台	10,180	
	小ホール、大スタジオ	プロジェクター	1台	2,030	
小スタジオ	譜面台		1台1時間につき	50	
多目的室	プロジェクター		1台1時間につき	500	
	スクリーン		1台1時間につき	300	
文化交流室	プロジェクター		1台1時間につき	500	
	スクリーン		1台1時間につき	300	
	展示用スポットライト		1台1日につき	50	
交流・創作 ギャラリー	展示用スポットライト		1台1日につき	50	
屋上庭園	照明セット（パーライト4台）		1式1日につ	1,010	

		き		
	持込電源利用料金	1キロワット	300	
共通備品	ピアノ（セミコン）	1台	3,050	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき670円とする。
	ポータブルスピーカーセット スピーカー2台 有線マイク1台 無線マイク1台 送信機1台	1式1時間につき	300	
	有線マイク	1台1時間につき	100	
	無線マイク	1台1時間につき	100	
	譜面台（折り畳み式）	1台1時間につき	50	
	ポータブルステージ（4台）	1式1日につき	4,070	
	CDプレイヤー	1台1日につき	100	
	ブルーレイディスクプレイヤー	1台1日につき	200	
	展示台	1台1日につき	1,010	

		き		
	展示パネル	1 枚 1 日 につ き	1 0 0	

- 3 前2項の表の利用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算する。
- 4 許可を得て、前項に規定する1回の使用区分を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間30分（30分未満の時間は、30分とみなす。）につき利用料金の1割5分に相当する額を徴収する。
- 5 大ホール又は小ホールの舞台のみの使用、及び大スタジオ（舞台技術を要する場合）の練習使用時に係る附属設備の利用料金は、第1項及び第2項の表の利用料金の7割に相当する額とする。ただし、第3項に規定する1回の使用区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合にあっては、この限りではない。
- 6 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別途実費を徴収する。
- 7 附属設備は、当該施設の使用者が当該附属設備を使用しない場合は、他の施設の利用者でも使用できるものとする。
- 8 その他第1項の表及び第2項の表において利用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

別表第3（第15条関係）

施設の区分	期日	既納の利用料金に乗じる割合
(1) 大ホール	使用しようとする日（以下この表において「使用日」という。）前90日	2分の1
(2) 小ホール及び大スタジオ	使用日前60日	2分の1
(3) 文化交流室（大規模使用時に限る。）	使用日前30日	2分の1
(4) 前3号に掲げる施設（大規模使用時に該当しない場合における文化交流室を除く。）以外の施設	使用日前7日	2分の1

別表第4（第23条関係）

駐車料金

施設	駐車料金（1台当たり）



駐車場	30分につき200円
-----	------------

別表第5（第27条関係）

公園利用料金

種別	単位	金額
露店営業その他これに類する目的での使用	使用面積1平方メートルにつき1日	100円
広告宣伝又は放送の目的での使用		410円
業として撮影の目的での使用	1回（2時間以内）につき	7,800円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的での使用	使用面積10平方メートルにつき1日	23円
その他の使用		23円



堺市民芸術文化ホール使用申請書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者

フェニーチェ堺共同事業体 代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申 請 者	堺市施設 予約システム利 用者番号	10桁	フェニーチェ堺 利用登録番号	6桁
	住 所	〒		
	法人名又は 団体名			
	代表者氏名	ふりがな	生年月日(和暦) T・S・H・R 年 月 日	
	電 話 番 号		メー ル ア ド レ ス	
【会場責任者】		ふりがな	電話番号	
		氏名	メールアドレス	

堺市民芸術文化ホール条例及び堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則を遵守することを誓約し、同規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市民芸術文化ホールの使用を申請します。

使用施設	使用日(和暦)	使用時間	入場料等	表示名称	人数	使用備品
	年 月 日( )	時～ 時	有・無		人	有・無
	年 月 日( )	時～ 時	有・無		人	有・無
	年 月 日( )	時～ 時	有・無		人	有・無
	年 月 日( )	時～ 時	有・無		人	有・無
	年 月 日( )	時～ 時	有・無		人	有・無

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、に $\blacktriangleright$ を記入してください。

- 利用に当たっては、堺市民芸術文化ホール条例及び堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則並びに施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。
- 準備と後片付けは、使用時間内に行うことを約束します。
- 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意

- 1 備品を使用する場合は、別紙「附属備品利用確認書」に記入してください。
- 2 本市の区域内に所在地(住所)を有する場合は、申請時に所在地(住所)を証明する書類を提示してください。ただし、利用者及び利用登録をしている場合は、この限りではありません。
- 3 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 4 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

キャンセルポリシー説明

堺市民芸術文化ホール利用登録（変更）申請書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者

フェニーチェ堺共同事業体 代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更    ( <input type="checkbox"/> にレを記入してください。)	
申請者 (法人・団体)	法人又は団体の所在地
	法人名又は団体名
	代表者氏名（ふりがな）
	生年月日
	電話番号
	ファックス番号
	メールアドレス

堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

担当者	氏名（ふりがな）
	電話番号
	ファックス番号
	メールアドレス
公演実績	

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、にレを記入してください。

- 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

堺市民芸術文化ホール処理欄 \*印の欄は、記入しないでください。

*利用者登録番号	
*備考	

注意

- 1 申請に当たっては、活動状況を示す資料があれば添付してください。
- 2 申請時には、所在地を証明する書類を必ず添付してください。
- 3 虚偽の記載又は不適切な使用があった場合は、登録を抹消することがあります。
- 4 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 5 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

堺市民芸術文化ホール使用計画書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者

フェニーチェ堺同事業体 代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者	堺市施設 予約システム 利用者番号	10桁	フェニーチェ堺 利用登録番号	6桁
	住所	〒		
	法人名又は 団体名			
	代表者氏名	ふりがな	生年月日(和暦) T・S・H・R	年 月 日
電話番号		メールアドレス		

堺市民芸術文化ホール条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり提出します。

使用 希望日 (和暦)	第1希望日： 年 月 日 ( ) 時～ 年 月 日 ( ) 時まで
	第2希望日： 年 月 日 ( ) 時～ 年 月 日 ( ) 時まで
使用希望施設 (□に✓を記入してください)	
<input type="checkbox"/> 大ホール (全席) <input type="checkbox"/> 大ホール (1428席) ※利用登録が無い場合は使用できません <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 大スタジオ <input type="checkbox"/> 文化交流室 (三室一体) <input type="checkbox"/> その他施設 ( )	

催事内容	<input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> 演芸 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> 講演・研修・会議 <input type="checkbox"/> 式典・大会 <input type="checkbox"/> 試験・説明会 <input type="checkbox"/> 控室 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
入場料など	<input type="checkbox"/> 観覧者なし (舞台のみ利用や、本番時間を設けない場合など) 左記の場合、以下の記載不要		
	<input type="checkbox"/> 有料 ( 最高金額 円 ) <input type="checkbox"/> 無料 ( 要整理券 ・ 入場自由 )	入場対象者	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 関係者

日付 (第1希望日)	使用施設	設営 開始時間	リハーサル 開始時間	開場	開演	終演	撤去 終了時間
/		:	:	:	:	:	:
( )		:	:	:	:	:	:
/		:	:	:	:	:	:
( )		:	:	:	:	:	:
/		:	:	:	:	:	:
( )		:	:	:	:	:	:

計画書の提出に当たっては、次の内容を御確認のうえ、□にレを記入してください。

- 堺市暴力団排除条例 (平成24年条例第35号) に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意

- 堺市暴力団排除条例に基づき、記載内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に提出者の住所、氏名等計画書に記載されている情報を提供することがあります。
- 提出者が団体の場合は、役員名簿等の提出を求めています。



## 使用許可の条件（基本的事項）

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。  
ただし、理事長が定める方法をもって、この使用許可書の提示等に代える場合は、当該方法によってください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき以外は、使用許可の変更は認めません。
- 4 使用権を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 ホールの施設、附属設備等は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 6 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市民芸術文化ホール条例、堺市民芸術文化ホール条例施行規則又は公益財団法人堺市文化振興財団堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則の各規程その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、堺市及び公益財団法人堺市文化振興財団は、その責めを負いません。
- 10 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

堺市民芸術文化ホール使用許可変更申請書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者

フェニーチェ堺共同事業体

代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者 住所（所在地）  
 法人名又は団体名  
 氏名（代表者名）  
 電話番号

次のとおり堺市民芸術文化ホールの使用許可を変更して下さるよう、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第12条第1項の規定により、使用許可書を添えて申請します。

1 使用許可年月日	年 月 日		
2 変更事項	変 更 前	変 更 後	
(1) 使用予定期日	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
(2) 使用予定施設			
3 変更の理由			
* 堺市民芸術文化 ホール処理欄	変更後の金額	円	照合者
	既 納 額	円	
	差 額	円	
	既 納 額 照 合	年 月 日納入	

注意

- 再度の変更はできません（堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第12条第4項に規定する天災地変等に伴うものを除く。）。
- 使用許可の変更の承認後、当該使用許可の取消しがあっても、利用料金の還付はできません（堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第12条第4項に規定する天災地変等に伴うものを除く。）。
- \*印の欄は、記入しないでください。



堺市民芸術文化ホール利用料金減免申請書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者

フェニーチェ堺共同事業体

代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者 住所（所在地）  
法人名又は団体名  
氏名（代表者名）  
電話番号

堺市民芸術文化ホールの利用料金の減免を受けたいので、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 日 時		
減 免 申 請 の 理 由		
* 利 用 料 金 額	円	備 考
* 減 免 額	円	
* 差 引 納 付 額	円	

注意 \*印の欄は、記入しないでください。

堺市民芸術文化ホール利用料金還付申請書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者  
 フェニーチェ堺共同事業体  
 代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者 住所（所在地）  
 法人名又は団体名  
 氏名（代表者名）  
 （申請者（法人）にあつては、その代表者が印署しない場合は、記名押印してください）  
 電話番号

次のとおり既納の利用料金を還付して下さるよう、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第15条第3項の規定により申請します。

使用許可年月日	年 月 日	
使用予定日時	年 月 日 時から 時まで	
使用予定施設		
還付申請の理由		
*既納の利用料	円	備考
*還付額	円	

注意 \*印の欄は、記入しないでください。

堺市民芸術文化ホール破損（滅失）届

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者  
フェニーチェ堺共同事業体  
代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

届出人 住所（所在地）  
法人名又は団体名  
氏名（代表者名）  
電話番号

下記のとおり堺市民芸術文化ホールの施設、附属設備等を破損（滅失）しましたので、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第18条の規定により、届け出ます。

ついては、堺市民芸術文化ホール条例第8条第2項第1号の規定により、御指示の方法によって賠償いたします。

記

- 1 破損（滅失）の日時
- 2 破損（滅失）の箇所又は物件
- 3 破損（滅失）の内容又は程度

*賠償年月日	年 月 日
*指示賠償額	円
*賠償額	円

注意 \*印の欄は、記入しないでください。

受付  
番号

第 号

堺市翁橋公園使用許可申請書

年 月 日

堺市翁橋公園指定管理者  
フェニーチェ堺共同事業体  
代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者 住 所 (所在地)

フリガナ  
氏 名 (名称)

フリガナ  
(代表者氏名)

生年月日

(代表者の生年月日) 年 月 日生

電話番号

次のとおり堺市翁橋公園を使用したいので、許可くださるよう申請します。

1	使用面積等	
2	使用目的	
3	使用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで
4	使用者又は 責任者氏名	
5	仮設物	
6	遵守事項	

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、□にレを記入してください。

- 使用に当たっては、堺市公園条例等の法令及び公園管理者の指示を遵守し、節度ある公園の使用を約束します。
- 秩序又は風俗を乱す行為や公演等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。
- 堺市暴力団排除条例に基づき、本公園等の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

- 〔注意〕
- 1 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため（許可後においても）必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
  - 2 団体申請の場合は役員名簿等の提出を求めることがあります。
  - 3 その他市が必要と認めた書類を求めることがあります。
  - 4 この文書（申請書）は、公園の使用許可以外には利用いたしません。

堺市翁橋公園使用許可書

住所（所在地） .....

氏名（名称） .....

（代表者） ..... 様

1	使用面積等	
2	使用目的	
3	使用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで
4	使用者又は責任者氏名	
5	仮設物	
6	許可の条件	
7	利用料金	

上記のとおり堺市翁橋公園の使用を許可します。

第 号

年 月 日

堺市翁橋公園指定管理者  
フェニーチェ堺共同事業体  
代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 印

名 義 等 変 更 届

年 月 日

堺市翁橋公園指定管理者  
フェニーチェ堺共同事業体  
代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

届出人 住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号による許可について、次のとおり変更したいので、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第30条の規定に基づきお届けします。

変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 日		
変更の理由		

堺市翁橋公園破損（滅失）届

年 月 日

堺市翁橋公園指定管理者  
 フェニーチェ堺共同事業体  
 代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

届出人 住 所 .....

団体名 .....

氏 名 .....

次のとおり附属設備等を破損（滅失）したので、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第31条の規定に基づき届け出ます。  
 ついては、指定の方法によって賠償します。

1	破損（滅失）日時	年 月 日 午前 午後	時 分
2	破損（滅失）箇所 又は物件		
3	破損（滅失）の 内容又は程度		
※財団 処理欄	賠償年月日	年 月 日	
	指示賠償額		円
	賠償額		円

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

堺市翁橋公園利用料金等減免申請書

年 月 日

堺市翁橋公園指定管理者  
 フェニーチェ堺共同事業体  
 代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

次の理由により利用料金等を減免くださるよう申請します。

1 使 用 目 的		
2 使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
3 減 免 申 請 の 理 由		
4 減 免 申 請 の 額		円
※財団処理欄	利用料金の額	円
	減 免 の 額	円
	利 用 料 金 等	円
備考		受付欄     年 月 日  第 号

注意 ※印の欄は、記入しないでください。



堺市翁橋公園利用料金還付申請書

年 月 日

堺市翁橋公園指定管理者  
 フェニーチェ堺共同事業体  
 代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 団体名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり既納の利用料金の還付を受けたいので堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第34条第2項の規定により申請します。

使用許可			
使用申込施設			
還付の理由			
既納の利用料金	円	納入年月日	年 月 日
※還付処理欄	還付金額 円		

注意 ※印の欄は、記入しないでください。